

● フロン回収・破壊法の主な改正内容 ●

三洋商事株式会社

1 フロン回収破壊法の主な改正点（施行日：平成 19 年 10 月 1 日）

1. 行程管理制度（フロン類の引き渡しの委託等を書面で管理する制度）の導入 [法第19条の3、第20条の2]

- 機器の廃棄時からフロンの回収終了までを書面で管理
- フロン回収に関わる全ての関係者にそれぞれ義務を付加
 - ・書面の交付
 - ・書面の保存等

2. 整備時のフロン類の回収義務の明確化 [法第9条、第18条の2]

3. 解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明 [法第19条の2]

- 建物解体工事を発注者から直接請け負おうとする業者は、その建物に第一種特定製品の設置の有無を確認し、書面（事前確認書）にて発注しようとする者に説明
- 発注しようとする者は、請け負おうとする者の確認行為に協力（（例）図面の提供や建物への立ち入り許可等）
- 説明をしなくていい場合
 - （例）例えば東屋のような明らかに機器が無い建物
 - ・発注しようとする者から、事前にフロン回収が終了したことを示す引取証明書の提示があった場合

4. フロン類の回収が必要な場合の拡大

- 部品や金属等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、譲渡する前にフロン回収の義務化
- 冷凍空調機器以外（冷凍空調機器として使用しない）の目的で使用する者への譲渡については、譲渡する前にフロン回収の義務化

5. 都道府県知事に廃棄者等に対する指導等の権限を付与 [法第23条、法第24条、法第43条、法第44条、法第45条]

6. 引取証明書の送付期間

- 回収依頼書の書面交付日から30日を経過しても「引取証明書」が、廃棄等実施者に交付されない場合は、廃棄等実施者は、都道府県知事へ報告しなければならない。
- 委託確認書の書面交付日から30日（建物の全部または一部解体を伴う場合は90日）を経過しても「引取証明書」の写しが廃棄等実施者に送付されない場合は、廃棄等実施者は都道府県知事へ報告しなければならない。

7. 第一種特定製品の種類（50kg）の改正

8. 回収量等の記録の閲覧

- 回収業者は、廃棄等実施者、引渡受託者、機器の整備発注者、整備者から、これらの者に、係る回収量等の記録の閲覧を求められた場合、正当な理由が無い場合は拒否できない。

以 上